

第一〇一回

参第一七号

刑事訴訟法の一部を改正する法律（案）

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四百三十五条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同条第三号中「言渡」を「言渡し」に、「誣告」を「偽告」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五号中「言渡」を「言渡し」に改め、同条第六号中「言渡」を「言渡し」に、「明らかな証拠をあらたに」を「重大な事実の誤認があると疑うに足りる証拠を新たに」に改め、同条第七号中「但し」を「ただし」に改める。

第四百三十七条中「但し」を「ただし、公訴の提起がなされた場合において」に改める。

第四百三十八条の次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二 裁判官は、再審の請求があつた事件に関与したときは、当該再審の請求に係る裁判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第四百四十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の弁護人は、弁護士の中から選任しなければならない。

第四百四十条に次の五項を加える。

第三十三条から第三十五条までの規定は、第一項の規定により選任された弁護人について準用する。

再審の請求をした者が貧困その他の理由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、弁護人を付しなければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りでない。

第三十七条の規定は、再審の請求をした者に弁護人がない場合について準用する。この場合において、同条中「被告人」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項及び第二項の規定は身体の拘束を受けている再審の請求をした者（有罪の言渡しを受けた者の法定代理人又は保佐人が再審の請求をした場合には、再審の請求をした者又は有罪の言渡しを受けた者）について、第四十条の規定は第一項、第五項又は第六項の規定により選任された弁護人について、それぞれ準用する。

第一項、第五項又は第六項の規定により選任された弁護人は、その再審の請求があつた事件に関する訴訟記録を閲覧し、かつ、謄写することができる。この場合における閲覧の手数料については、別に法律で定める。

第四百四十条の次に次の一条を加える。

第四百四十条の二 裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人の請求により、再審の請求があつた事件に関する訴訟記録の保管者又は当該事件に関する証拠物の所有者、所持者

若しくは保管者（次項において「保管者等」という。）に対し、期間を定めて、当該訴訟記録又は証拠物の保存を命ずることができる。

前項の請求について決定をする場合には、保管者等の意見を聴かなければならない。

第一項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判がある」を「裁判が確定する」に改め、同条に次の一項を加える。

再審の請求を受けた裁判所は、決定で、再審の請求についての裁判が確定するまで死刑の執行を停止することができる。

第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、再審の請求の理由について事実の取調べをすることができる。

再審の請求をした者、弁護人又は検察官は、事実の取調べに立ち会うことができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

裁判所は、事実の取調べに際し、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。

裁判所は、合議体の構成員に事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

再審の請求をした者、弁護人及び検察官は、事実の取調べが終わった後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする事実の取調べは、公開の法廷で行う。

第四百四十八条第二項中「再審開始」を「死刑以外の刑の言渡しを受けた者について再審開始」に、「刑の執行」を「、刑の執行」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

死刑の言渡しを受けた者について再審開始の決定が確定したときは、死刑の執行は、停止される。この場合において、再審開始の決定をした裁判所は、決定で、刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百五十条中「、第四百四十八条第一項」を削り、同条に次の三項を加える。

前項の即時抗告をした者は、その申立ての日から三十日以内に抗告趣意書を原裁判所に差し出さなければならない。

原裁判所は、申立てにより、前項の期間を延長することができる。

第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項中「申立書」とあるのは、「抗告趣意書」とする。

第四百五十一条第二項中「左の」を「次の」に、「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「見込」を「見込み」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に、「見込」を「見込み」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「附しなければ」を「付しなければ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判官は、前項の事件に関与したときは、同項の審判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第四編中第四百五十三条の次に次の一条を加える。

第四百五十三条の二 再審の無罪の判決が確定したときは、別に法律で定めるところにより、国は、当該事件について再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をするものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の刑事訴訟法第四編（第四百五十三条の二を除く。）の規定は、刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二条の規定にかかわらず、刑事訴訟法を改正する法律（昭和二十三年法律第百三十一号）の施行前に公訴の提起があつた事件についても適用する。
- 3 この法律の施行の際現に係属している再審の請求に係る事件の処理に関し必要な事項は、裁判所の規則で定める。
- 4 刑事訴訟法施行法の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「第五十三条第四項」の下に「又は第四百四十条第八項」を加える。

理 由

再審制度が無辜を救済し、その基本的人権を保障するという理念に基づくものであることにかんがみ、再審の理由を緩和するとともに、再審の請求についての裁判の手續に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。